

## The Medical Termination of Pregnancy Act, 1971

3 (2) (4)款に従い、以下の状況にあるとき認可を受けた医師が中絶を行ってもよい。

(a) 妊娠が12週を越していない場合で、医師が

(b) 妊娠が12週を越しているが20週を超えておらず、少なくとも2人の医師が  
確信をもって、以下の見解を持ったとき

(i) 妊娠の継続が妊婦の命を脅かす、もしくは肉体的・精神的に重大な被害をこうむる；  
あるいは

(ii) 子供が産まれた場合に重い障害をもち、その子供が肉体的・精神的な異常に苦しむ危険性が高い

### 注1

レイプによって妊娠したと妊婦が申し立てている場合、そのような妊娠の苦痛は妊婦にとって重大な精神的苦痛であるとみなされるべきである。

### 注2

子供の数を制限するために夫や妻が避妊をし、それが失敗して妊娠に至った場合、そのような望まない妊娠によって起こる苦痛は、妊婦にとって重大な苦痛であるとみなされるべきである。

(3) 妊娠の継続が(2)款で挙げられたような危険を伴うと判断する場合には、妊婦の今の状況、もしくはこの先陥るであろう状況について考慮される。

(4) (a) 18歳未満の女性、あるいは18歳以上でも心神喪失者である場合は、保護者の同意なしに中絶を受けることはできない。

(b) (a) 項であげられた以外の場合、妊婦の同意なしに中絶を行ってはいけない。

4. 本法律に従い、中絶を以下の場所以外で行ってはいけない。

(a) 政府が設立、もしくは運営している病院

(b) 当座、本法律の目的のために認可を受けている場所

5. (1) 4項の規定、および3項の(2)の妊娠期間と二人以上の医師の見解についての規定は、認可を受けた医師が、妊婦の命を救うために速やかな中絶が必要だと確信して行った場合には適用されないものとする。

(2) インドの刑法にある内容とは別に、認可を受けていない医師が中絶を行うと刑法の下で罰せられる。この点において、刑法は限定的に適用される。

注：

この項の目的により、2項の(d)の条項の規定で、認可を受けた医師は婦人科と産科での実習経験があるとした点は適用されない。

(訳 牧由佳・日比野由利)